

下水道関連公共下水道排除基準一覧表

2024年4月現在

項目		許容限度			
		特定事業場			特定事業場 以外の事業場
		500m <sup>3</sup> /日以上	500~50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L	0.5	0.5(1) ①	0.5(1) ①	0.5
有機りん化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	※1 mg/L	0.3	0.3(0.5) ①	0.3(0.5) ①	0.2
	※2 mg/L	0.2	0.2	0.2	
ひ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.003	0.003(0.005)①	0.003(0.005)①	0.003
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物 ☆	mg/L	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物 ☆	mg/L	8	8	8	8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10	10	10
フェノール類	mg/L	5	5	5	5
銅及びその化合物	mg/L	3(2) ②	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L	2(3) ④	2(4) ④	2(5) ④	2
溶解性鉄及びその化合物	mg/L	10	10	10	10
溶解性マンガン及びその化合物	mg/L	10	10	10	10
クロム及びその化合物	mg/L	1(2) ③	2	2	2
窒素含有量	mg/L	240(150)	240(150)	240(150)	240(150)
りん含有量	mg/L	32	32	32	32
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600	600	600	600
浮遊物質(SS)	mg/L	600	600	600	600
ノルマルヘキサン	鉱物油	mg/L	5	5	5
抽出物質含有量	動植物油	mg/L	30	30	30
水素イオン濃度(pH)		5~9	5~9	5~9	5~9
温度	℃	45	45	45	45
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220

( )内は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準の限度を示す。ただし、基準を定めることができるのは、該当する施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の1/4以上であると認められる等の理由がある場合に限られている(令第9条の5第2項)

☆のある項目： 令和4年環境省令第17号による事業場は、令和7年6月30日まで(旅館業は当分の間)暫定排水基準が適用される。

( )① シアン化合物、六価クロム、水銀及びアルキル水銀その他水銀の化合物の( )は昭和54年10月31日以前に設置された事業場に適用する。

( )② 銅及びその化合物の( )は水質汚濁防止法施行令別表第1 26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる施設を設置する事業場(以下「条例対象12業種」という。)に適用する。

( )③ クロム及びその化合物について、一部事業場を除きほぼ全業種が1mg/L

( )④ 亜鉛及びその化合物について、50m<sup>3</sup>/日以上事業場のうち電気めっき業については令和6年12月10日まで( )内の基準を適用し、50m<sup>3</sup>/日未満事業場のうち条例対象12業種については( )内の基準を適用する。

・六価クロムについて、令和6年4月1日に既設の特定施設を設置している特定事業場は、令和6年9月30日まで※1の基準を適用し、令和6年10月1日からは※2の基準を適用する。(うち、水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については令和7年3月31日まで※1の基準を適用し、令和7年4月1日からは※2の基準を適用する。) また、電気めっき業については令和9年3月31日まで※1の暫定排水基準を適用する。